

8930 Vol.81

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸 より安全で安心して暮らせる神奈川県をめざして 🌸



鎌倉大仏殿（鎌倉市）

暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

昨年秋の異動により神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課長に着任いたしました松本でございます。

県民の皆様には、平素から警察業務の各般にわたり、とりわけ暴力団等反社会的勢力の排除に関しまして、深いご理解とご支援を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、全国的には、平成27年頃から始まった六代目山口組の分裂による対立抗争は、多くの死者や負傷者を出しましたが、未だ終息に至っておらず、事態は複雑化、流動化を呈している状況にあります。

県内においても、これら対立抗争と認められる事件が発生しましたが、この事件を契機として地域の皆様が立ち上がり、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び県警察の三者が連携し、六代目山口組弘道会傘下組織に対して、暴力団事務所の使用差止に係る適格団体訴訟を提起し、現在では、同暴力団事務所の撤去に向けた活動を進めているところであります。

昨年は、川崎市内で暴力団幹部に対する拳銃使用の殺人未遂事件や横浜市都筑区内で暴力団幹部に対する刃物使用の殺人事件が発生したほか、本年8月には、小田原市内で元暴力団幹部宅に対する拳銃使用の建造物損壊事件が発生するなど、県内においても暴力団同士の

抗争と認められる事件が発生しており、予断を許さない状況が続いているところであります。

さらに、暴力団等反社会的勢力の大きな資金源の1つである特殊詐欺事件の被害が年々増加している状況にあり、県内における昨年1年間の発生件数は約2,800件、被害総額は約54億円となっております。

県警察では、県民の皆様被害に及ぶことがないように警戒を強化するとともに、被疑者の検挙と資金源の剥奪に向け、鋭意捜査しているところであります。

その他といたしましては、既に着工しているリニア中央新幹線の建設工事、今後予定されている関内駅前地区の再開発工事などの関連事業に、暴力団が利権を得るために介入してくることが強く懸念されるところであり、神奈川県暴力団排除条例を効果的に活用するとともに、行政や事業者の皆様等と連携を図りながら、これら事業への介入防止と排除に努めてまいります。

県警察では、今後も神奈川県暴力追放推進センター及び神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会と連携を図りながら、暴力団等反社会的勢力の排除及び壊滅に向け、一致団結し、総合的な暴力団対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



神奈川県暴力追放功労者表彰

令和2年度神奈川県暴力追放功労者表彰が、令和2年9月10日付けで行われ、表彰状が次の方々に贈られました。おめでとうございます。

令和2年9月10日

団体功労表彰



港南区暴力団排除対策推進協議会
会長 山野井 正郎様



泉区暴力団排除推進協議会
会長 大貫 芳夫様

個人功労表彰



中原区暴力団排除対策推進協議会
会長 吉川 暢彦様



藤沢北警察署管内暴力団排除対策推進協議会
会長 名倉 文夫様

関東管区内暴力追放功労表彰の受賞団体及び受賞者

令和2年度の「関東管区内暴力追放功労団体表彰及び暴力追放功労者表彰」が、令和2年8月17日付けで行われ、関東管区警察局長と関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長の連名表彰状が、次の方々に贈られました。おめでとうございます。

令和2年8月17日

団体功労表彰



海老名暴力団排除協議会
会長 菊池 寛 様



神奈川県企業防衛対策協議会
会長 中村 敦志 様

個人功労表彰



旭区暴力団排除対策推進協議会
会長 松本 榮次 様



栄暴力団排除協議会
会長 楠 明 様



暴力団対応の基礎知識(抜粋)



暴力団対応の基礎知識というテーマでまとめてみました。ご活用ください。

なお、文中で「法」とあるのは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を、「条令」とあるのは「神奈川県暴力団排除条例」を指します。

1 暴力団とは(法2条)

その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体

2 指定暴力団とは(法2条ほか)

おそれが「大きい」として公安委員会が指定した団体
指定の3要件

- 威圧的行動で生計維持・財産形成・事業遂行のために資金を獲得
- 犯罪歴がある構成員が一定比率以上所属(1,000人以上、4.11%以上など)
- 一次団体や組長の下、階層的に参加団体や構成員が構成されている。

指定に当たっては相手の意見を聴取し、官報公示で3年間の効力発生、現在24団体

3 暴力的要求行為の禁止

27の行為(法9条参照)

4 事業者の責務等

(1)法32条の2

- 事業者は、不当要求を防止するために必要な14条1項に規定する措置(不当要求防止責任者の選任、講習の受講)を講ずるよう努める。
- 事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないように努める。

(2)反社指針(H19.6.19、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

- 組織としての対応…担当者任せにせず、経営トップ以下、組織として対応
- 外部専門機関との連携…警察、暴追センター、弁護士等
- 取引を含めた一切の関係遮断…一切の関係を持たず、不当要求は断固拒絶
- 有事の刑事・民事の対応…あらゆる法的手段を講じ、事件化を躊躇しない
- 裏取引や資金提供の禁止…要求が不祥事を理由にするものであっても裏取引、資金提供は行わない

(3)条例

- 取引相手が暴力団でないことの確認…表明確約書の交換、不審がある場合は警察、センターへの照会
- 契約書への暴排条項の導入…暴力団とは取引しない、判明したら契約破棄

○相手が暴力団と判明したら契約解除

○暴力団への利益供与や利益となるような契約締結はしない…表明確約と暴排条項で対応可

6 基本的な対応

3ない運動の徹底…「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」

ポイントは恐れないこと。恐れるがゆえに金を出し、恐れるがゆえにその脅威を利用しようとしてしまう。しかし、暴力団を恐れないことはなかなか難しい。相手は組織を背景に市民に恐怖を感じさせるプロ。恐怖を少なくするためには、会社や業界が団結すること、そして、警察、暴追センター、弁護士会と連携することが大事。

7 具体的な対応(12)

○相手の確認…どこの誰か、当事者か、身分を言わない場合は対応しない、名刺は渡さない

○要件・要求の把握…何を求めてきたか、金銭を前提に話さない、時間を区切る

○対応の人数…相手より多い数、役割分担

○対応場所の選定…自分の土俵で勝負する

○妥協は禁物・筋を通す…この場を凌げればという考えは禁物、蟻の一穴、攻撃パターンの理解

○書類作成・署名・押印は拒否…悪用される、絶対に書かない、無理に書かされた場合は警察に届出て事件化

○即答や約束はしない…相手は時間が勝負と考えている、時間がかかることを嫌う、警察や弁護士・暴追センターが出てくる前に勝負したがつている

○トップは対応させない…決定権を持つ者は出さない、かといって多忙や居留守はダメ

○湯茶の接待は不要…相手を受け入れたと誤解される、茶碗が凶器にもなる

○対応内容の記録化…後の事件化に役立つ、相手に断ったほうが良い、断らずとも法的に問題はない、一言断ればけん制にもなる

○機を失せず警察や暴追センターに通報・相談…早ければ良いのは病気と一緒に

○法的手段の検討…乱暴な言動への警告、法的措置の告知、退去要請

8 まとめ

暴力団員は年々減少しています。一方で、暴力団に残っている者の犯罪性向は高くなっています。

ちなみに、H27年とH28年の国民と、暴力団員の犯罪検挙数は次のとおりです。

H27年 人口千人当たり国民2.4人、暴力団228.3人(暴力団員等46,900人)

H28年 人口千人当たり国民2.3人、暴力団254.8人(暴力団員等39,700人)

暴力団員の数が減っているからといって、決して油断できない状況にあります。

今後とも、暴力追放推進センターとの連携をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染を防止するため、3密を回避することが求められています。企業・職場内で人を集めての暴排研修等を行うことが難しくなっている昨今、個人あるいはグループでの暴排DVDの視聴も効果的です。
当センターでは暴排DVDを無料で貸し出しています。暴力団を排除するためお気軽にご活用ください。

DVDの貸出し

DVDの貸出し(無料)を行っています。

職場や地域等の研修会でご利用ください。

[お問い合わせ](#)

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター
045-201-8930(ヤクザゼロ)

No.077



暴力団排除

入札妨害・就労支援

入札妨害 23分

暴対法9条25号の禁止行為「人に対し、売買等の契約の入札に一定の価格その他の条件で申込等を要求する行為」をドラマを通じて解説し、当該暴力団員の離脱支援へと展開…。

就労支援 17分

アルバイトの勤勉な青年は暴力団員だった。会社に牙をむくも、妻と幼い子を思い葛藤する姿に、社長は奔走する。関係機関とも連携し、暴力団離脱、そして就労へと…。

離脱者受入れ事業主インタビュー 6分

時間: 46分

No.081



奴らには屈しない!

～不当要求防止責任者講習用ビデオ～

社会の闇を暴き、問題提起とその解決の提案を、綿密な取材をもとに、鋭い視点で発信している「ジャーナリストK」!!

彼はいま、暴力団の不当要求の現状を取材し始めた…。

時間: 36分

No.078



暴力団がやってきた!

～暴力団による不当要求等の実態と対応要領～

一般企業と偽った暴力団事務所の開設、建築現場への下請け参加・外国人入足の斡旋、みかじめ料・用心棒料の要求という3つの不当要求事案を暴力団からの視点で描き、暴力団の資金獲得活動の実態や暴力団がどのように入り込んでくるのか分かりやすく説明。そして企業や個人が一致団結して暴力団との関係遮断に立ち上がり、やがて総力を結集した取り組みの様子を描いたもの。

時間: 36分

No.082



訣別のとき

～その男はなぜ、暴力団をやめたのか～

ラーメン屋店主・岩田のもとに新聞記者が取材に来た。

実は岩田は元暴力団員。
記者に語った暴力団の卑劣な実態とは？
なぜ組を辞めることを決意したのか？

時間: 35分

No.079



あなたはひとりじゃない!

～総力結集で暴力団等の反社会的勢力を排除しよう～

各事業所から専任された不当要求防止責任者を対象に暴力団との関係遮断のため取り組みと重要性を認識してもらい、不当要求および関係遮断の決意を促すことを目的とした内容。
はじめは、反社会的勢力の不当要求に悩んでいた企業の担当者が、暴力団と関係遮断に立ち上がり仲間意識も強まってみんなで力を合わせて暴力団に屈しないで対応していく過程を描いたもの。

時間: 35分

No.083



暴排の標

～反社会的勢力を許さない社会～

◆第1話(約24分)

反社会的勢力によるクレーム対応要領について

◆第2話(約25分)

適格都道府県センター制度による暴力団事務所の撤去について

◆第3話(約28分)

組長賠償請求(使用者責任)訴訟について

時間: 77分

No.080



不当要求防止責任者の役割と講習概要

～暴力団のない明るい社会をめざして～

◆不当要求防止責任者の役割と制度……約8分

◆不当要求防止責任者講習会の概要……約3分

◆講義内容のポイント

(1)暴力団の現状と動向……約7分

(2)暴力団対策法の概要……約3分

(3)不当要求被害防止のための対応要領 ……約16分

◆事業所内での講義ポイント

ラーメン屋店主・岩田のもとに新聞記者が取材に来た。

(3)不当要求被害防止のための対応要領 ……約15分

時間: 70分

No.084



教訓

～失敗を乗り越えて～

兄の会社は暴力団の餌食になり、弟が興した新会社にも反社の影が忍び寄る。暴力団排除に敢然と立ち上がった兄と弟。「もうお前らの好きにはさせん!」

時間: 36分



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

賛助会員の募集

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターでは、事業の推進を援助していただける個人、法人などの方々を賛助会員として募集しています。

1 入会手続き

- ◎入会のお申し込みは、弊センターのホームページ「賛助会員の募集（入会のお申し込み・賛助会員登録フォーム）」をクリックし、申込書に所定事項を入力して、送信してください。
- ◎入会のお申し込みは、個人、法人及び事業者団体に限らせていただきます。

2 年会費（4月1日から翌年3月31日までの一年間）

- ◎会費は、個人1口5千円、法人及び事業者団体1口2万円です。
- ◎個人、法人及び事業者団体ともに1口以上何口でもご自由です。
- ◎弊センターは、公益財団法人の認定を受けておりますので、税制上の優遇措置が認められます。



会員プレート

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎0120-797049
 条例専用電話 ☎0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎045-201-8930
 ☎045-663-8930